

# 所在地の定期的な確認についてのお知らせ



重要

- 2028年より、お客様がNISA口座の利用資格を有しているかを確認するために、NISA口座開設先の証券会社等では定期的にお客様の所在地(最新のご住所)の確認を実施します。この確認においてお客様の所在地が確認できなかった場合には、NISA口座での新規買付が停止されます。
- 証券会社等より所在地確認の実施に係るご案内があった場合には、必ずその内容をご確認いただき、本人確認等のお手続きをお願いいたします。



Check!

証券会社等では、定期的にお客様の所在地を確認いたします

- NISAは、日本国内にお住まいの方を対象とした制度です。
- 海外転居等により、NISAの利用資格がない方がNISA口座を継続して利用することを防ぐため、2028年より証券会社等は、お客様の所在地(最新のご住所)に変更がないか定期的な確認を実施します。
- 所在地の確認は、各証券会社等の方針に応じて少なくとも5年に1回程度の頻度で行われます。
- 対象となるお客様には、証券会社等より、現在のご住所に変更がないか確認のご案内がございますので、案内に従い、本人確認等のお手続きを行っていただきますようお願いいたします。  
(ご案内の方法は、電話、対面での直接連絡、郵送、メール、インターネット上のマイページや専用アプリでの重要なお知らせの表示の方法など、証券会社等によって異なります。)

※旧NISA口座(2023年以前の一般NISA・つみたてNISA)及びジュニアNISA口座のみを開設しているお客様は本確認の対象外となります。



## 所在地が一定期間確認できない場合には、 NISA口座での**新規買付が停止**されます

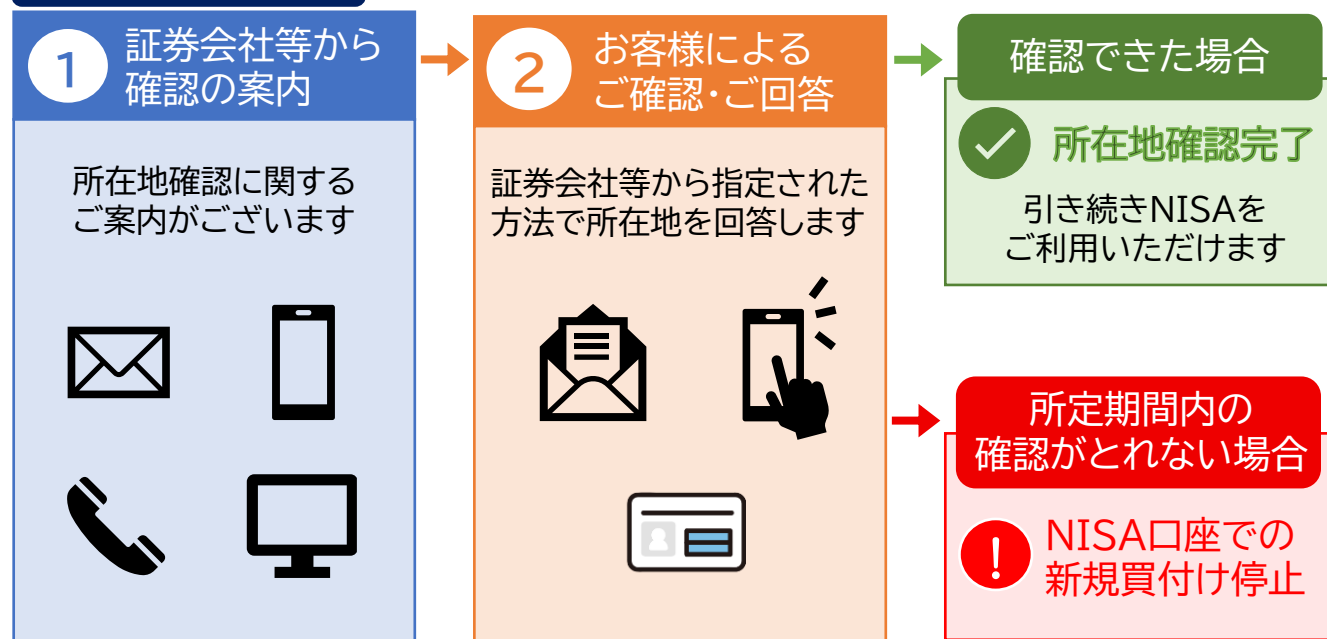
証券会社等より、所在地に関する案内があった際には、必ずご確認・ご回答ください。

確認の流れは下記のとおりで、証券会社等からの所在地確認のお願いや催促に対して、所定の期間内に確認が取れない場合、所在地の確認が行えるまでの期間、NISA口座での新規買付が停止されます。

※買付停止の対象には、ご自身での個別買付だけでなく、積立契約に基づく定期的な買付けや、分配金の再投資も含まれます。

※新規買付が停止された場合でも、所在地の確認ができ次第、買付は再開されます。

### 確認の流れ(例)



### お願い

住所や氏名を変更された場合には、届出書の提出が必要です

引越しによる住所変更や海外への転居又はご結婚等による氏名の変更など、下記に記載の変更が生じた場合には、証券会社等からの定期的な確認を待たずに速やかに証券会社等へ所定の書類をご提出いただきますようお願いいたします。

| 変更内容      | 提出書類                    |
|-----------|-------------------------|
| 住所及び氏名の変更 | 「非課税口座異動届出書」            |
| 海外転居      | 「非課税口座継続適用届出書」又は「出国届出書」 |
| 口座開設者の死亡  | 「非課税口座開設者死亡届出書」         |

※「非課税口座継続適用届出書」の提出は、出国期間が5年以内かつ会社の指示等によりやむを得ず海外転居をすることになった方又はその同行者に限られます。